

食料・農業・農村政策審議会関係法令集

食料・農業・農村基本法（抄）	1
食料・農業・農村政策審議会令	3
食料・農業・農村政策審議会議事規則	1 1

食料・農業・農村基本法（抄）

（平成十一年法律第一〇六号）

第一章 総則

（目的）

第一条

この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（農村の振興）

第五条

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

第二章 基本的施策

第四節 農村の振興に関する施策

（農村の総合的な振興）

第三十四条

国は、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の振興)

第三十五条

国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

(都市と農村の交流等)

第三十六条

国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
総合食料分科会	<p>一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律及び食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
生産分科会	<p>一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十</p>

	<p>九年法律第八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>経営分科会</p>	<p>一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農業経営の育成及び関係団体の再編整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の施行に関する重要事項を調査審議すること。</p>
<p>農村振興分科会</p>	<p>一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、農村の振興に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)及び農業振興地域の整備に関する</p>

	<p>る法律（昭和四十四年法律第五十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>主要食糧分科会</p>	<p>一 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるも

のを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、農林水産省大臣官房企画評価課において国土交通省都市・地域整備局地方整備課の協力を得て処理する。ただし、総合食料分科会に係るものについては農林水産省総合食料局食料政策課において、生産分科会に係るものについては農林水産省生産局総務課において、経営分科会に係るもの

ついでには農林水産省経営局経営政策課において、農村振興分科会に係るものについては農林水産省農村振興局農村政策課において、主要食糧分科会に係るものについては食糧庁総務部企画課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

食料・農業・農村政策審議会議事規則

(総則)

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は非公開とし、会議の運営に支障がないと認める範囲内で、議事録を一般の閲覧に供するものとする。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べ
るものとする。

(専門委員)

第五条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べ
るものとする。

(意見の陳述)

第六条 会長は、適當と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めるこ
とができる。

(分科会及び部会)

第七条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規
定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科
会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第八条 分科会（総合食料分科会、生産分科会、経営分科会、農村振興分科会及び主要食糧分科会）の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、当該分科会の議決に関し他の分科会との調整を要するとき又は当該分科会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、分科会の議決が前項ただし書きの場合に該当すると認めるときは、その旨を当該分科会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する分科会長の意見を聴かなければならない。

（小委員会）

第九条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

（委任規定）

第十条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。